

特定複合観光施設区域整備法施行令（案）の概要

I. 「特定複合観光施設」の中核施設の具体的な基準・要件

1. 国際会議場施設及び展示等施設（MICE 施設）の基準：

- (1) 国際会議場施設については、最大国際会議室の収容人員がおおむね千人以上、かつ、国際会議場施設全体の収容人員の合計が最大国際会議室の収容人員の2倍以上であること。
- (2) 展示等施設については、以下の最大国際会議室の収容人員の区分に応じた基準とすること。

- ① 「一般的な規模の国際会議」に対応できる国際会議場施設（最大国際会議室の収容人員がおおむね千人以上3千人未満）である場合には、「極めて大規模な展示会」が開催可能な規模を有する展示等施設（床面積の合計がおおむね12万㎡以上）であること
- ② 「大規模な国際会議」が開催可能な規模を有する国際会議場施設（最大国際会議室の収容人員がおおむね3千人以上6千人未満）である場合には、「大規模な展示会」が開催可能な規模を有する展示等施設を超えるもの（床面積の合計がおおむね6万㎡以上）であること
- ③ 「極めて大規模な国際会議」が開催可能な規模を有する国際会議場施設（最大国際会議室の収容人員がおおむね6千人以上）である場合には、「一般的な規模の展示会」に対応できる展示等施設を超えるもの（床面積の合計がおおむね2万㎡以上）であること

【1条・2条】

2. 魅力増進施設の要件：我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設。

※ 都道府県等や民間事業者の創意工夫がいかせるよう、具体的なコンテンツの内容や発信手法については、都道府県等や民間事業者に委ねる。

【3条】

3. 送客施設の基準：以下の①～④を全て満たすこと。

- ①ショーケース機能：日本各地の観光の魅力や旅行者に必要な情報を、VR等の最先端技術等を活用し、効果的・適切な方法で発信
- ②コンシェルジュ機能：利用者の関心等に応じ、旅行計画を提案し、必要なサービスの手配をワンストップで実施
- ③多言語対応機能：上記①・②について、英語を含め複数の外国語で提供
- ④十分な施設規模：多数の来訪客に対応できる情報提供・接客や待合のスペースを具備

【4条】

4. 宿泊施設の基準：

- (1) 全ての客室の床面積の合計が、おおむね10万㎡以上であること。

(2) 以下の①～③が国内外の宿泊施設の実情を踏まえ適切なものであること。

- ① 客室のうち最小のもの床面積
- ② スイートルームのうち最小のもの床面積
- ③ 客室の総数に占めるスイートルームの割合

【5条】

II. 専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の床面積の上限

ゲーミング区域の床面積の上限は、IR施設の床面積の合計の3%。

【6条】

III. IR区域以外の地域でカジノ事業等に関する広告物の表示等が制限されない施設

国際線が就航する空港や外航クルーズ船等が就航する港湾の旅客ターミナルのうち、外国人旅客が入国手続を完了するまでの間に滞在することができる部分に限定。

【15条】

IV. 現金取引報告（CTR）の対象となる取引の範囲

現金取引報告の対象となる取引の範囲については、カジノ事業者と顧客との間の現金とチップの交換など、現金の受払いが行われる取引であって、100万円を超えるもの。

【16条】

V. その他

・カジノ事業の免許等の際の欠格事由となる罰金刑の対象

【7条・8条・14条・17条・19条・22条・26条・27条・29条・31条・32条・34条・36条】

・カジノ施設の入場規制（日本人等の入場料の賦課及び入場回数制限、一定の者の入場禁止）、一定の者のカジノ行為の禁止規制の例外

【9条・10条・38条・39条】

・特定資金受入業務においてカジノ事業者に保証金の供託が義務付けられる受入残高の最低額

【11条】

・IR区域の土地に関する権利の移転又は設定をする取引又は行為のうち、カジノ管理委員会の認可がない場合でも私法上の効力までは否定されないもの

【25条】

・申告・納付期限の日など入場料納入金及び納付金の納付手続等

【40条～46条】

・読替規定

【12条・13条・18条・20条・21条・23条・24条・28条・30条・33条・35条・37条】

VI. 施行期日等

・I. は平成31年4月1日から、その他は法の施行の日（法の公布の日（平成30年7月27日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行。【附則1条】

・カジノ事業者が取引時確認等を行うことが義務付けられる「特定取引」の範囲を定めるなど、犯罪収益移転防止法施行令等の関係政令について所要の改正を実施。【附則2条～5条】